

## 申請に対する処分の審査基準

### 【廃棄物再生事業者の登録】

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第16条の2各号で定める基準に適合していること。